

“新たな法制度への対応”

近年、金融機関の経営は BASEL II に代表される自己資本比率規制の強化に始まり、テロとの戦いによるマネーロンダリング防止法の施行、エンロン破綻によって表面化した会計不信に対する財務情報に関する内部統制の強化などと矢継ぎ早に新たな法制度対応が求められています。そこで今回は、欧米金融機関がこれら一連の「新たな法制度への対応」に向けてどのような取り組みをしようとしているのか、IT の活用という観点からご紹介したいと思います。

ますます複雑化する新たな法制度

欧米金融業界では第二次自己資本比率規制 (BASEL II)、米国企業改革法 (SOX 法)、およびマネーロンダリング防止法 (Anti-Money Laundering : AML) など、ますます複雑化する新たな法制度に対してどのように対応すればよいかという困難な課題に直面しています。ほとんどの金融機関では、これらの規制が求めているコンプライアンス要件の多くは、監査プロセス、監査報告および監査対象データの収集という点で共通するものがあると認識されています。すなわち、これら一連の規制や制度は同じような時期に施行されていることから、ひとつひとつを個別の規制として取り組むべきものではなく、全体論的に捉え直した上で具体的な施策やソリューションを検討すべきであるという考え方です。なぜならば、今後も将来にわたってこれらの規制が金融機関の経営環境の変化に対応して適宜、見直されていくことを前提とせざるを得ないという判断が根底にあるものと思われる。

戦略的な対応を模索する金融機関

従って、先進的な金融機関はこれらの規制に対して受け身で対応するのではなく、このタイミングをむしろ積極的に捉えて統合的なリスク・マネジメントの仕組みを組織的に構築しようとしています。具体的には、2004 年の秋に再構築された「エンタープライズ・リスク・マネジメント (ERM)」フレームワークがその基礎となっています。

こうした監査プロセスの再設計と並行してコンプライアンス対応の人材の強化にも取り組んでいます。今年 3 月、Citigroup は Chief Data Officer (CDO) という経営レベルの新たな役職を新設すると発表しました。コンプライアンスの基盤を形成するデータの重要性を改めて見直しながら、フロント、ミドルおよびバックにわたるデータ・フローを情報システムと人間系の双方から管理しようとする取り組みと思われる。

鍵を握るデータ・マネジメントと情報ライフサイクル管理

欧米の金融機関では、規制・監督の当局から求められているコンプライアンスに対して、

より効果的かつ効率的に対応するために、基幹系システムのようなレガシー・システムから経営管理系システムのような独立したサブ・システムに至るまでリアルタイムに発生するデータをいかに管理すべきか I T の活用を模索しています。

言うまでもなく、金融機関の場合にはお金を扱う商品やサービスが大半です。従って、そうした取引がいつ、どこで、誰によって、どのように行われたかという取引データ全体が正確に捕捉され、合法的な処理が行われたかについてチェックされ、そして最終的に適正に保管されているかということに然るべき法制度に照らし合わせてその正当性を客観的に評価、検証できる仕組みが必要になります。こうしたデータ・マネジメントが有効に機能して初めて SOX 法の第 404 条が求めている「財務報告書を作成する上で十分な内部監査体制および手続き」が確立、維持されていると言えます。

こうした効率的なデータ・マネジメントの仕組みが確立されていることを前提に、現場のオペレーションのレベルからマネジメントのレベルまでの階層的な観点のみならず、さまざまな業務機能を専門的に分担している各部門を組織横断的に集約する観点からも、財務に関する情報のライフサイクル管理が求められてきます。最終的に財務報告書に盛り込まれるさまざまな情報を分類し、保存し、検索し、必要であれば修正して、最終的に消去するというライフサイクル管理を堅確な情報セキュリティを確保しながら実現することが一連のコンプライアンス対応のためには必要です。

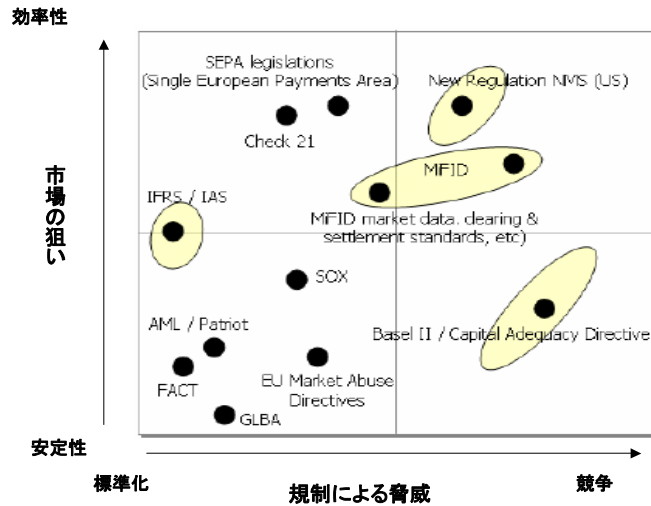
求められるわが国金融機関の対応

わが国でも、いわゆる日本版 SOX 法が求める「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」および「法令遵守」から構成されるフレームワークに対してどのように対応するかという取り組みが現実的な課題となってきました。

プロジェクトを推進することを念頭に取り組むべき重要なタスクを列挙すると、①財務報告に対する影響度を考慮しながら対象とすべき部門や業務を絞り込むこと、②組織、業務および IT 全般の観点から統制状況を文書化しながら、いかにリスクをコントロールしているかマトリックスで表現すること、③そうした分析で浮き彫りにされた欠陥や不備に対して改善策を検討して実施すること、そして最後には④これらの内部統制が有効であることを現実の業務と比較して確認すること、などです。

欧米の金融機関において取り組みが始まったコンプライアンス対応への I T の活用はまだ緒についたばかりです。しかも、I T は本質的にはコンプライアンスを実践し、定着させるための道具にしか過ぎませんが、その道具を有効に活用することによって効率的な内部統制やガバナンスのための基盤が構築できるものと思われます。

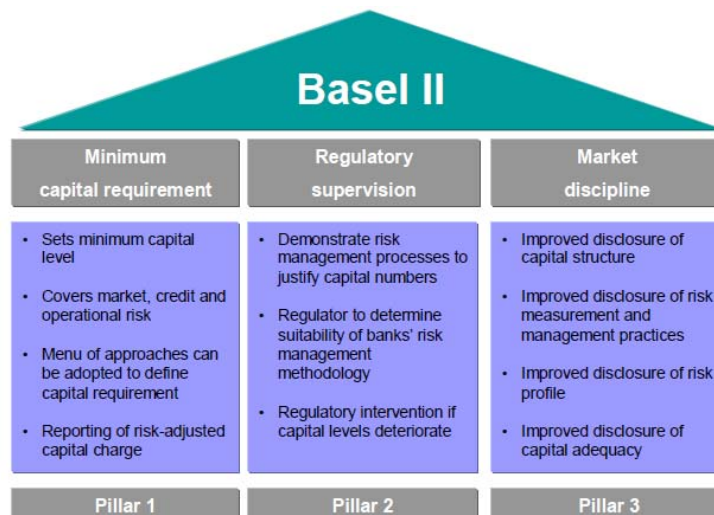
欧米の金融サービス業界における新たな規制



Source: Datamonitor
CONFIDENTIAL

All Rights Reserved, Copyright(c)株式会社富士通総研, 2006

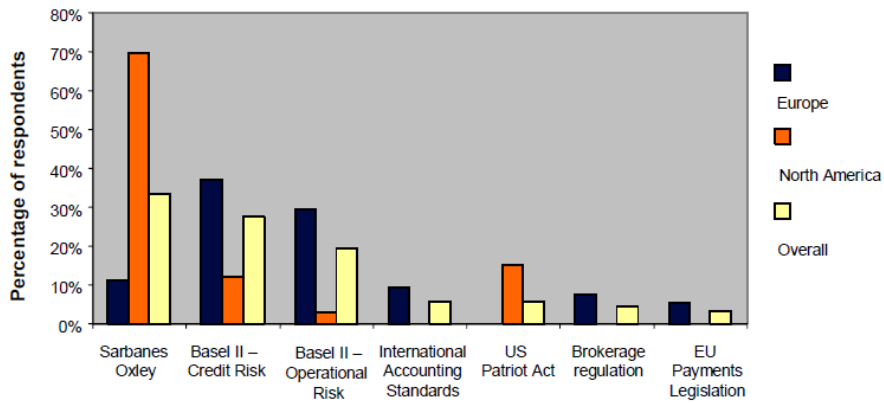
第二次自己資本比率規制(Basel II)の概要



Source: Datamonitor
CONFIDENTIAL

All Rights Reserved, Copyright(c)株式会社富士通総研, 2006

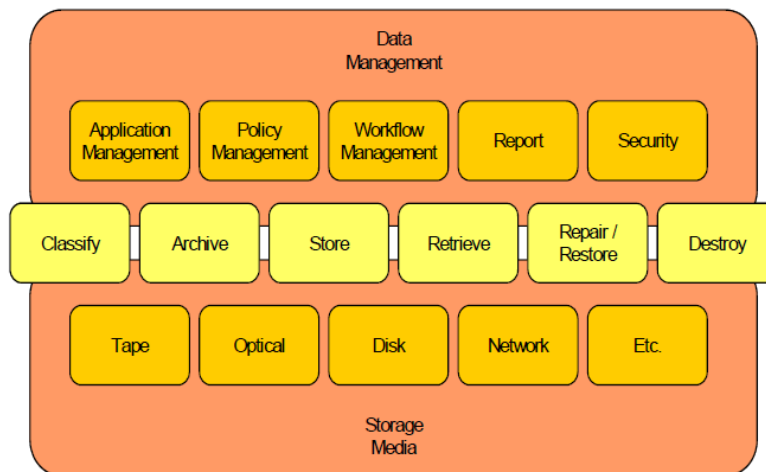
新たな規制強化による制度対応システム投資 (2005年)



Source: Datamonitor
CONFIDENTIAL

All Rights Reserved, Copyright(c)株式会社富士通総研, 2006

単純化された情報ライフサイクル・マネジメント・システム



Source: Datamonitor
CONFIDENTIAL

All Rights Reserved, Copyright(c)株式会社富士通総研, 2006